



熊労発基 0921 第 1 号  
令和 4 年 9 月 21 日

熊 本 県 知 事  
蒲 島 郁 夫 殿

熊 本 労 働 局 長  
新 田 峰 雄

熊本県（地域別）最低賃金の周知及び賃金引上げに向けた  
中小企業等への支援等について（要請）

平素より、熊本労働局の行政推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県内のすべての労働者に適用される熊本県（地域別）最低賃金につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から時間額 853 円（32 円引上げ）に改定されることとなりました。

改定される最低賃金を遵守していただくためには、当該最低賃金について、迅速かつ確実に、対象となる事業者及び労働者に周知することが重要です。

つきましては、熊本県におきましても、改定される最低賃金の周知につきまして、御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会長から本職に対して、別添のとおり、①最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充、②中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、を内容とする建議がなされたところです。

まず、①最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充につきましては、熊本労働局においては、中小企業に対する支援策として、最低賃金引上げに関する「業務改善助成金」、働き方改革の推進に関する「働き方改革推進支援助成金」などの各種助成金を「熊本働き方改革推進支援センター」（委託事業）と連携しながら、周知及び活用支援を図っているところです。

特に、「業務改善助成金」については、③原材料費高騰等の要因により利益率が減少した中小企業・小規模事業者への設備投資等の範囲の拡大、④事業場内最低賃金が相対的に低い地域の事業者への助成率の引上げ、を内容とする要件緩和・拡充がこの 9 月になされ、より利用しやすいものとなりました。

つきましては、熊本県におきましても、改定された「業務改善助成金」を始めとする各種助成金及び「熊本働き方改革推進支援センター」の周知・活用促進につきまして、御協力を賜りますよう併せて御願い申し上げます。

次に、②中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備につきまして

は、令和3年12月27日に閣議決定された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、熊本労働局においては、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組を推進するとともに、賃金引上げを行った企業から優先的に調達を行うなど中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を図っているところです。

つきましては、熊本県におかれましても、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を図っていただきますよう重ねて御願い申し上げます。